# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 重点項目評価

# 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周南市は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

周南市長

## 公表日

令和7年3月10日

[令和6年10月 様式3]

# 項目一覧

Ι	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	リ添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道所限と共同して構築している。市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正。③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置。④転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正。3住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置。6住民票の記載を1を任民票の記載を1と下級の転出元市町村に対する通知 (2転入届に基づき住民票の記載を1と下級の転出元市町村に対する通知 (3本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 (6住民票の記知及び個人番号カード機構(以下機構)上いう。)への本人確認情報の照会 (8住民からの請求に基づく住民票コード及び個人番号の変更 (9個人番号の通知及び個人番号カードの交付 (1に対する通知 なお、(9の「個人番号の通知及び個人番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。また、同省令第36条第1項及び第2項(機構への通知)に規定されている事項を機構に通知する。また、同省令第36条第1項及び第2項(機構への通知)に規定されている事項を機構に通知する。また、同省令第36条第1項及び第2項(機構への通知)に規定されている事項を機構に通知する。また、同省令第36条第1項及び第2項(機構への通知)に規定されている事項を機構に通知する。また、同省令第36条第1項及び第2項(機構への通知)に規定されている事項を機構に通知する。
③対象人数	<選択肢> [ 10万人以上30万人未満 ] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム
システム1	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)
②システムの機能	1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能 2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する機能 4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳がら該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能 5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知書等の各種帳票を発行する機能 6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能 7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 機構、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を通じ連携する機能 8. 法務省への通知事項の作成機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成を行う機能 9. 宛名システムへの連携 住民票の記載等に応じて、宛名システムへ必要な情報を連携する。 10. 附票APへの連携 住民票の記載等に応じて、戸籍の附票情報を住基ネットを通じて附票APと連携する。
③他のシステムとの接続	[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム
システム2~5	

システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CS(コミュニケーション・サーバ)において管理がなされているため、以降は、住基ネットの内の市町村CS部分について記載する。
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2. 本人確認 特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する)。 4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、、数当する個人の本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報を分本人確認情報を受領する。 6. 本人確認情報をフィル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報でイルと整合することを確認するため、都道府県サーバのおいて保有している機構保存本人確認情報でフィルと整合することを確認するため、都道府県サーバのおいて保有している機構保存本人確認情報で見ましている機構がある。 7. 送付先情報通知住民人権号通知書類(個人番号カードの機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時等に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。 9. 附票AP連携機能
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ O]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ O]その他 (戸籍システム )

システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 団体内統合宛名番号の付番と管理 : 各業務システムで保有している宛名番号を団体内で統一し、個人を識別するための団体内統合宛名番号を付替し、各業務システムの宛名番号と団体内宛名番号、基本情報、個人番号を紐付けて、格納・管理する。 2. 符号取得支援・確認 : 処理通番の発行依頼を中間サーバーに通知し、符号が取得できたか確認を行う。 3. 情報提供機能 : 中間サーバーへ特定個人情報を登録するために、業務システムのデータを変換し、中間サーバーへ提供情報を通知する。 4. 情報照会機能 : 各業務システムに代わって、他団体の特定個人情報の照会について、宛名番号と団体内統合宛名番号の変換、データ形式等の変換を行い、中間サーバへ照会情報を通知する。 5. 宛名情報照会 : 団体内統合宛名番号、個人番号、もしくは基本情報を検索キーとして、個人情報を照会する。
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ○ ] 庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ○ ] 税務システム
2.7=14	[ O ] その他 ( 中間サーバー )
<b>システム4</b> ①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 統合宛名システム接続機能 中間サーバーと統合宛名システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 中間サーバーのセキュリティを管理する。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 氏存住民基本台帳システム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 税務システム [ ] 税務システム [ ] その他 ( )

システム5	
①システムの名称	コンビニ等証明書交付システム
②システムの機能	1. 証明書データ作成機能 市民からの請求に基づき、証明書交付センターからの要求に応じて、住民票の写し等の証明書データ を作成し、請求のあったコンビニ等のマルチコピー機へデータを送信する。 2. 既存住基システム及び税システムとの情報連携機能 既存住基システムで住民票の記載事項等に異動が発生した際は、既存住基システムから発生した異 動情報を受信する。なお、税システムにおいても税情報等に変更が生じた場合は、変更情報を受信する。
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ O ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ O ]税務システム [ O ]その他 ( 戸籍システム )
システム6~10	
システム6	
①システムの名称	サービス検索、電子申請機能
②システムの機能	1.【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請できる機能 2.【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共 団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム</li> <li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ○ ]既存住民基本台帳システム</li> <li>[ ]宛名システム等 [ ]税務システム</li> <li>[ ○ ]その他 (マイナポータル電子申請管理システム )</li> </ul>

システム7	
①システムの名称	マイナポータル電子申請管理システム
②システムの機能	<ol> <li>番号紐情報の最新化 既存住民基本台帳システムより、シリアル番号と宛名番号の紐付情報を取り込む機能</li> <li>申請データの取り込み ぴったりサービスより、連携サーバを経由して申請データを取り込む機能</li> <li>申請データのデータベース格納 データや添付ファイルを申請データのデータベース等に格納する機能</li> <li>シリアル番号による申請者の特定 シリアル番号を変換し、申請者の特定を行う機能</li> <li>申請内容照会 申請データの画面照会機能等を実装する機能</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<ul> <li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li> <li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>[ ]宛名システム等</li> <li>[ ]税務システム</li> <li>[ ] での他</li> <li>[ ] での他</li> </ul>
システム11~15	
システム16~20	

### 3. 特定個人情報ファイル名 (1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル 4. 個人番号の利用 ※ 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) 第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) 法令上の根拠 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) •第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ <選択肢> 1) 実施する ①実施の有無 実施する Γ 1 2) 実施しない 3) 未定 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が 含まれる項((1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、 ②法令上の根拠 69、 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 91, 92, 96, 106, 108, 110, 112, 115, 118, 124, 12 9, 130, 132, 136, 137, 138, 141, 142, 144, 149, 150, 151, 152, 155, 156, 158, 1 60、163、164、165、166の項) (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)

#### 6. 評価実施機関における担当部署

① 部署 環境生活部 市民課

②所属長の役職名 課長

### 7. 他の評価実施機関

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル	J名
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<選択肢> [ システム用ファイル ] 1)システム用ファイル [ システム用ファイル ] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民 ※消除者を含む。
その必要性	法令に基づき住民基本台帳を作成し必要に応じて住民票に記載、消除又は修正すべきとされているため。
④記録される項目	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>100項目以上</li><li>3)50項目以上100項目未満</li><li>4)100項目以上</li></ul>
主な記録項目 ※	・識別情報
その妥当性	住基法第7条(住民票の記載事項)にて住民票に記載すべきものとなっている。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年6月28日
⑥事務担当部署	市民課

3. 特定	個人情	<b>青報の入手・</b> ・	使用	
			[ 〇 ] 本人又は本人の代理人	
			[  ]評価実施機関内の他部署 (	)
①入手元 ※			[ <b>〇</b> ] 行政機関·独立行政法人等 (	)
			[ <b>〇</b> ] 地方公共団体·地方独立行政法人 (	)
			[ ]民間事業者 (	)
			[ ]その他(	)
			[ <b>O</b> ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメ	モリ
<u> </u>			[ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム	
②入手方法			[ ]情報提供ネットワークシステム	
			[ O ] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能システム、スマイナポータル電子申請管理システム	)
③使用目的 ※			住基法に基づき住民基本台帳への記載を行う	
		使用部署	市民課、新南陽総合支所市民福祉課、熊毛総合支所市民福祉課、鹿野総合支所市民福祉課	
④使用の	主体	使用者数	<選択肢>	<b>茜</b>
⑤使用方法			・個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。 ・住民からの転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出等を受け、住民票の記載、消除又はの修正を行い、住所地の変更を伴う場合は本籍地市町村に対して通知を行う。 ・住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対して通知を行う。 ・転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対して通知を行う。 ・本人、同一の世帯に属する者又は第三者の請求による住民票の写し等の交付を行う。 ・出生届、海外からの転入(個人番号未指定の場合)等における個人番号未指定者に対して、機構住民票コードを通知し、個人番号を取得する。 ・住民基本台帳情報の庁内連携や、他団体からの情報照会時に住民票関係情報の提供を行う。	
情報の突合		の突合	・住民からの転入届等を受けて、転出先の市町村から転出証明書情報を受領し、転入届情報と突行い、転入情報の確認を行う。 ・機構で新たに個人番号が生成された場合は、個人番号の要求時に提供を行っている住民票コー合を行う。。 ・市町村CSから本人確認情報、転入通知等を受領し、住民基本台帳情報と突合し、住民に関するの適正な管理を図る。	ードと突
⑥使用開	始日		平成27年10月5日	

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱いの委託
委託の有無 ※		[       委託する       ]       <選択肢>         1) 委託する       2) 委託しない         (       1) 件
委託事項1		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務
①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務
②委託先における取扱者数		<選択肢>
③委託先名		株式会社日立ソリューションズ 西日本
重	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託	事項2~5	
委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[ <b>〇</b> ] 提供を行っている ( 61 ) 件 [ <b>〇</b> ] 移転を行っている ( 32 ) 件
(佐供・惨點の有無	[ ] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条に規定された特定個人番号利用事務
③提供する情報	住民票関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線
   ⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
<b>少证</b> 供刀法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	照会を受けたら都度
提供先2~5	
提供先2	周南市教育委員会
	周南市教育委員会 周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(以下「番号条例」 という。)第4条第1号及び別表第3
提供先2	  周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(以下「番号条例」
<b>提供先2</b> ①法令上の根拠	周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(以下「番号条例」という。)第4条第1号及び別表第3 番号条例別表第3に規定された事務 住民票関係情報
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(以下「番号条例」 という。)第4条第1号及び別表第3 番号条例別表第3に規定された事務
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる	周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(以下「番号条例」という。)第4条第1号及び別表第3 番号条例別表第3に規定された事務 住民票関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(以下「番号条例」という。)第4条第1号及び別表第3 番号条例別表第3に規定された事務 住民票関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(以下「番号条例」という。)第4条第1号及び別表第3 番号条例別表第3に規定された事務 住民票関係情報  (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる	周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(以下「番号条例」という。)第4条第1号及び別表第3 番号条例別表第3に規定された事務 住民票関係情報  「10万人以上100万人未満 2)1万人以上10万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(以下「番号条例」という。)第4条第1号及び別表第3 番号条例別表第3に規定された事務  (住民票関係情報  (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上  (2.③対象となる本人の範囲」と同じ。  (〇〕情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数	周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(以下「番号条例」という。)第4条第1号及び別表第3 番号条例別表第3に規定された事務  (住民票関係情報  「10万人以上100万人未満 3 1万人以上100万人未満 3 10万人以上100万人未満 4 100万人以上1,000万人以上 5 1,000万人以上 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。  「〇 ] 情報提供ネットワークシステム
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 ⑤提供する情報の対象となる本人の数 ⑥提供する情報の対象となる本人の範囲	周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(以下「番号条例」という。)第4条第1号及び別表第3 番号条例別表第3に規定された事務  住民票関係情報  [ 10万人以上100万人未満 ] 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 [ ○ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ○ ]その他 (庁内連携システム )
提供先2 ①法令上の根拠 ②提供先における用途 ③提供する情報 ④提供する情報の対象となる 本人の数 ⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲 ⑥提供方法	周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(以下「番号条例」という。)第4条第1号及び別表第3 番号条例別表第3に規定された事務  住民票関係情報  [ 10万人以上100万人未満 ] 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 [ ○ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線 [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ [ ]紙 [ ○ ]その他 (庁内連携システム )

移転先1	番号法第9条第1項別表に定める情報照会者(別紙2参照)		
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表		
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表に定める各事務(別紙2参照)		
③移転する情報	住民票関係情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。		
⑥移転方法	[ O ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ]紙 [ ] その他 ( )		
⑦時期·頻度	住民基本台帳ファイルの更新の都度		
移転先2~5			
移転先6~10			
移転先11~15			
移転先16~20	移転先16~20		

# 6. 特定個人情報の保管・消去 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理(※)を行っている部屋 (サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ※サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定	1. 特定個人情報ファイル名		
(2) 本人確認情報ファイル			
2. 基本	情報		
①ファイノ	レの種類 ※	く選択肢> [ システム用ファイル ] 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象と	なる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が消除された者(以下「消除者」という。)を含む	
	その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル) において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。	
④記録さ	れる項目	<選択肢> [ 50項目以上100項目未満 ] 1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上	
	主な記録項目 ※	<ul> <li>・識別情報         [ ○] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報         [ ○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ]連絡先(電話番号等)</li>         [ ○] その他住民票関係情報         ( ・業務関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 星用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] ジョ関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] ジョ関係情報 [ ] ジョ関係情報 [ ] ジョ関係情報 [ ] ジョファット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</ul>	
	その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。	
	全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開	始日	平成27年6月28日	
⑥事務担当部署		市民課	

3. 特定個人情報の入手・使用			
		[ ]本人又は本人の代理人	
		[ ]評価実施機関内の他部署 (	)
<b>①1</b> ≠= ∨		[ ]行政機関・独立行政法人等 (	)
①入手元 ※		[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 (	)
		[  ]民間事業者  (	)
		[〇]その他 ( 自部署	)
		[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメ	メモリ
@1 T ± '4		[ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム	
②入手方法		[ ]情報提供ネットワークシステム	
		[〇]その他 ( 既存住基システム	)
③使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファ において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に 更新・管理・提供する。	
	使用部署	市民課、新南陽総合支所市民福祉課、熊毛総合支所市民福祉課、鹿野総合支所市民福祉課	
④使用の主体	使用者数		
⑤使用方法		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルし、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS)→都道府県サーバ)。・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイ索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人行う(個人番号カード→市町村CS)。・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び会サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバノ全国サ	を更新 (ルを認を なび機な なび機 全国
情報の突合		・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファを、住民票コードをもとに突合する。	
⑥使用開始日		平成27年6月1日	

4. 特	<b>肯定個人情報ファイル(</b>	の取扱いの委託
委託の有無 ※		(       委託する       1) 委託する       2) 委託しない         (       1) 件
委託	事項1	( 住基ネットワーク機器の保守委託 )
①委詰	托内容	住基ネットワーク機器の保守
②委託先における取扱者数		<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>10人以上50人未満</li><li>10人以上50人未満</li><li>3)50人以上100人未満</li><li>4)100人以上500人未満</li><li>5)500人以上1,000人未満</li><li>6)1,000人以上</li></ul>
③委託先名		株式会社日立ソリューションズ 西日本
_	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2~5		
委託	事項6~10	
委託	事項11~15	
委託	事項16~20	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 2 )件 [ <b>O</b> ] 移転を行っている ( 32 )件	
	[ ]行っていない	
提供先1	都道府県	
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)	
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線	
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
<b>少徒快力法</b>	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙	
	[ <b>O</b> ] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム	
⑦時期·頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。	
提供先2~5		
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)	
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)	
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。	
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線	
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙	
	[ <b>O</b> ] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム )	
⑦時期·頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)	
提供先6~10		
提供先11~15		
提供先16~20		

移転先1	別紙2参照	
①法令上の根拠	別紙2参照	
②移転先における用途	別紙2参照	
③移転する情報	別紙2参照	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同様。	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ]紙 [ O ] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム )	
⑦時期·頻度		
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15	多転先11~15	
移転先16~20		

# 6. 特定個人情報の保管・消去 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理(※)を行っている部屋 (サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ※サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。 7. 備考

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

#### 1. 特定個人情報ファイル名 (3) 送付先情報ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1)システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ システム用ファイル ] 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢>1) 1万人未満2) 1万人以上10万人未満3) 10万人以上100万人未満4) 100万人以上1,000万人未満5) 1000万人以上1,000万人未満 ②対象となる本人の数 「 10万人以上100万人未満 ] 1,000万人以上 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指 ③対象となる本人の範囲 ※ す) 番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人 番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされてい その必要性 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する 事務)に基づき、これらの事務を実施する。 市町村長は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)に基づ き、個人番号カード交付通知書の作成を機構に委任する。 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 [ 50項目以上100項目未満 ] 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ·識別情報 [ O ] 個人番号 「 ] 個人番号対応符号 「 ] その他識別情報(内部番号) •連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ]連絡先(電話番号等) [ 〇] その他住民票関係情報 業務関係情報 主な記録項目 ※ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 Γ ]健康•医療関係情報 〕医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 ]生活保護・社会福祉関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報 ]雇用·労働関係情報 [ ]年金関係情報 ] 学校・教育関係情報 〕災害関係情報 [〇]その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報 ) ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) その妥当性 :機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理 する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構 が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に 係る情報を記録する必要がある。 全ての記録項目 別添1を参照。 ⑤保有開始日 平成27年10月5日 ⑥事務担当部署 市民課

3. 特定個人情報の入手・使用			
		[ ]本人又は本人の代理人	
		[  ]評価実施機関内の他部署  (     )	
		[ ]行政機関・独立行政法人等 ( )	
①入手元 ※		[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )	
		[ ]民間事業者 ( )	
		[ 〇 ] その他 ( 自部署 )	
		[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモ	:IJ
②入手方法		[ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム	
②八十万 压		[ ]情報提供ネットワークシステム	
		[〇]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③使用目的 ※		個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務 基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対 個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
	使用部署	市民課、新南陽総合支所市民福祉課、熊毛総合支所市民福祉課、鹿野総合支所市民福祉課	
④使用の主体	使用者数	<選択肢> 1) 10人以上50人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑤使用方法		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードし機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	に関
情報の突合		・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情でファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイを、住民票コードをもとに突合する。	
⑥使用開始日		平成27年10月5日	

4. 特	<b>肯定個人情報ファイル(</b>	の取扱いの委託
委託の有無 ※		(       委託する       1) 委託する       2) 委託しない         (       1) 件
委託	事項1	( 住基ネットワーク機器の保守委託 )
①委詰	托内容	住基ネットワーク機器の保守
②委託先における取扱者数		<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>10人以上50人未満</li><li>10人以上50人未満</li><li>3)50人以上100人未満</li><li>4)100人以上500人未満</li><li>5)500人以上1,000人未満</li><li>6)1,000人以上</li></ul>
③委託先名		株式会社日立ソリューションズ 西日本
_	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2~5		
委託	事項6~10	
委託	事項11~15	
委託	事項16~20	

5. 特定個人情報の提供・	移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[〇]提供を行っている ( 1)件 [ ]移転を行っている ( )件		
泛	[ ] 行っていない		
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)		
①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)		
②提供先における用途	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に 基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。		
③提供する情報	「2④記録される項目」と同様。		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線		
   ⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
© IXE IX 75 7A	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙		
	[ <b>O</b> ] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム		
⑦時期·頻度	使用開始日から個人番号通知書送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先 情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。		
提供先2~5			
提供先2			
①法令上の根拠			
②提供先における用途			
③提供する情報			
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満  [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲			
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線		
   ⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙		
	[ ] その他 ( )		
⑦時期・頻度			
⑦時期·頻度 提供先6~10			

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
	[ ]庁内連携システム [ ]専用線
⑥移転方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
○19年4月1日	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ] その他 ( )
⑦時期·頻度	
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	

# 6. 特定個人情報の保管・消去 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理(※)を行っている部屋 (サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ※サーバ室への入室権限を持つ者を限定し、入退室管理カードによりサーバ室に入退室する者が権限を有することを確認する等の管理を行う。 7. 備考

### (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

#### 【1.住民基本台帳ファイル】

1.自治体コート、2.個人履歴番号、3.宛名番号、4.初期登録業務日時、5.更新業務日時、6.更新システム日時、7.更新コンピュータ名、8.更新ユーザ ID、9.有効フラグ、10.決裁状態、11.旧自治体コート、12.消除コート、13.住民区分、14.改製番号、15.世帯番号、16.同定フラグ、17.任意世帯番 号、18.個人番号、19.住民票コード、20.旧世帯番号、21.旧世帯主氏名漢字、22.旧世帯主氏名漢字2、23.旧世帯主通称氏名漢字、24.旧世 帯主併記氏名漢字、25.世帯主氏名カナ、26.世帯主氏名漢字、27.世帯主氏名カナ2、28.世帯主氏名漢字2、29.世帯主通称氏名カナ、30.世 帯主通称氏名漢字、31.世帯主併記氏名カナ、32.世帯主併記氏名漢字、33.転入未届コート、、34.再転入コート、35.再転入消除時世帯番号、 36.続柄変更フラグ、37.姓カナ、38.名カナ、39.氏名区分、40.氏名カナ、41.氏名漢字、42.氏名カナ2、43.氏名漢字2、44.従前通称名有無フラグ、 45.通称氏名カナ、46.通称氏名漢字、47.併記氏名カナ、48.併記氏名漢字、49.外登法併記名漢字、50.外登法併記名カナ、51.宛名氏名カナ. 52.宛名氏名漢字、53.旧通称氏名カナ、54.旧通称氏名漢字、55.旧併記氏名カナ、56.旧併記氏名漢字、57.旧姓カナ、58.旧名カナ、59.旧氏名 カナ、60.旧氏名漢字、61.旧氏名カナ2、62.旧氏名漢字2、63.標準公証旧氏カナ、64.標準公証旧氏漢字、65.旧氏申請コート、66.現住所コート、 67.現住所郵便番号、68.現住所、69.現住所地番、70.現住所方書か、71.現住所方書漢字、72.現住所前漢字地番数値、73.現住所地番 数值1、74.現住所地番数值2、75.現住所地番数值3、76.現住所後漢字地番数值、77.入管法届出フラグ、78.住居地補正コード、79.入管法居 住地住所コード、80.入管法居住地郵便番号、81.入管法居住地住所、82.入管法居住地地番、83.入管法居住地方書カナ、84.入管法居住地 方書漢字、85.入管法居住地前漢字地番数值、86.入管法居住地地番数值1、87.入管法居住地地番数值2、88.入管法居住地地番数值 3、89.入管法居住地後漢字地番数値、90.性別コード、91.生年月日、92.元号フラグ、93.生年月日不詳フラグ、94.生年月日不詳コード、95.生年 月日不詳文字、96.続柄コート、97.続柄名称漢字、98.記載順位、99.警告フラグ、100.筆頭者氏名漢字、101.本籍住所コート、102.本籍郵便番 号、103.本籍住所、104.本籍地番、105.本籍前漢字地番数値、106.本籍地番数值1、107.本籍地番数值2、108.本籍地番数值3、109.本籍 後漢字地番数値、110.前住所世帯主氏名漢字、111.前住所世帯主氏名漢字2、112.前住所コード、113.前住所郵便番号、114.前住所、 115.前住所地番、116.前住所方書カナ、117.前住所方書漢字、118.前住所前漢字地番数値、119.前住所地番数値1、120.前住所地番数値 2、121.前住所地番数值3、122.前住所後漢字地番数值、123.住所変更前世帯主漢字、124.住所変更前世帯主漢字2、125.住所変更前世 |帯主通称氏名漢字、126.住所変更前世帯主併記氏名漢字、127.住所変更前住所コード、128.住所変更前郵便番号、129.住所変更前住 所、130.住所変更前地番、131.住所変更前方書か、132.住所変更前方書漢字、133.住所変更前前漢字地番数値、134.住所変更前地番 数值1、135.住所変更前地番数值2、136.住所変更前地番数值3、137.住所変更前後漢字地番数值、138.転入前住所世帯主漢字、139.転 入前住所世帯主漢字2、140.転入前住所コード、141.転入前住所郵便番号、142.転入前住所、143.転入前住所地番、144.転入前住所方書 カナ、145.転入前住所方書漢字、146.転入前住所前漢字地番数値、147.転入前住所地番数値1、148.転入前住所地番数値2、149.転入前 住所地番数值3、150.転入前住所後漢字地番数值、151.転出予定先世帯主漢字、152.転出予定先世帯主漢字2、153.転出予定先住所 コード、154.転出予定先郵便番号、155.転出予定先住所、156.転出予定先地番、157.転出予定先方書カナ、158.転出予定先方書漢字、159. 転出予定先前漢字地番数値、160.転出予定先地番数値1、161.転出予定先地番数値2、162.転出予定先地番数値3、163.転出予定先後 漢字地番数値、164.実定地世帯主氏名漢字、165.実定地世帯主氏名漢字2、166.実定地住所コード、167.実定地郵便番号、168.実定地住 所、169.実定地地番、170.実定地方書カナ、171.実定地方書漢字、172.実定地前漢字地番数値、173.実定地地番数値1、174.実定地地番 数値2、175.実定地地番数値3、176.実定地後漢字地番数値、177.住記異動事由コード、178.異動届出日、179.異動日、180.住民事由コート 、181.住民届出日、182.住民日、183.住民日不詳フラグ、184.住民日不詳文字、185.外国人住民届出日、186.外国人住民日、187.住定届 通知区分、188.住記住定事由コード、189.住定届出日、190.住定日、191.住定日不詳フラグ、192.住定日不詳文字、193.記載事由コード、194. 記載届出日、195.記載日、196.消除届通知区分、197.消除事由コード、198.消除届出日、199.消除日、200.消除日不詳フ ラグ、201.消除日 不詳コード、202.消除日不詳文字、203.転出予定届出日、204.転出予定日、205.通知日、206.実定日、207.在留カード等番号、208.在留カート 等番号区分、209.国籍コード、210.国籍名、211.第30条45規定区分、212.第30条45規定区分名称、213.在留資格コード、214.在留資格名 称、215.在留期間コード年、216.在留期間コード月、217.在留期間コード日、218.在留期間終日、219.世帯変更事由コード、220.世帯変更異動 日、221.世帯変更届出日、222.改製年月日、223.カナ氏名カウンタ、224.漢字氏名カウンタ、225.標準公証旧氏カウンタ、226.性別カウンタ、227.生年 月日カウンタ、228.続柄カウンタ、229.現住所カウンタ、230.世帯主名カウンタ、231.本籍カウンタ、232.筆頭者カウンタ、233.住民年月日カウンタ、234.住定 届出日カウンタ、235.住定年月日カウンタ、236.記載年月日カウンタ、237.前住所カウンタ、238.転出地カウンタ、239.転出予定届出日カウンタ、240.転出 予定日カウンタ、241.実定地カウンタ、242.通知日カウンタ、243.実定日カウンタ、244.番号法個人番号カウンタ、245.住民票コードカウンタ、246.備考欄カウ ンタ、247.通称氏名カナカウンタ、248.通称氏名漢字カウンタ、249.国籍カウンタ、250.在留資格カウンタ、251.在留期間カウンタ、252.在留期間終日カウン タ、253.第30条45規定カウンタ、254.在留カート、等番号カウンタ、255.行政区コート、256.自治会コート、257.町内会コート、258.小学校区コート、259.中学校区コート、260.投票区コート、261.住所変更前行政区コート、262.住所変更前自治会コート、263.住所変更前町内会コート、264.住所変更前 小学校区コード、265.住所変更前中学校区コード、266.住所変更前投票区コード、267.警告コード、268.移行フラグ、269.登録区分、270.処理番 号、271.管轄支所コード、272.政令市コード、273.メモ\_60、274.備考1年月日、275.備考1行数、276.備考1レングス、277.備考1\_60、278.備考2年 月日、279.備考2行数、280.備考2レングス、281.備考2\_60、282.文字列型予備項目1、283.印鑑連動有無フラグ、284.印鑑連動異動事由名 称、285.旧番号法個人番号、286.旧住民票コート、287.交付識別コート、288.国保資格区分、289.国保退職区分コート、290.国民年金記号番 号、291.国民年金種別、292.子ども手当の有無フラグ、293.介護保険の有無フラグ、294.後期高齢の有無フラグ、295.後期高齢被保険者番 号、296.後期高齢資格取得年月日、297.後期高齢資格喪失年月日、298.現住所方書非表示フラグ、299.前住所方書非表示フラグ、300.転 入前方書非表示フラグ、301.転出予方書非表示フラグ、302.実定地方書非表示フラグ、303.特定施設コード、304.住所変更前特定施設コード、 305.軽微な修正フラグ、306.予備1\_2、307.予備年月日1、308.予備2\_2、309.予備年月日2、310.予備3\_5、311.予備年月日3、312.予備4\_5、 313.予備年月日4、314.予備5\_10、315.予備年月日5、316.予備6\_10、317.予備年月日6、318.予備7\_15、319.予備年月日7、320.予備8\_15、 321. 予備年月日8、322. 予備9\_20、323. 予備年月日9、324. 予備10\_20、325. 予備年月日10

### 【2.本人確認情報ファイル】

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名 、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、

# Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	周南市役所 環境生活部 市民課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 Tel 0834-22-8291)
②請求方法	周南市個人情報保護条例第16条に基づき、必要事項を記載した開示等請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不 記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	周南市役所 環境生活部 市民課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 Tel 0834-22-8291)
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報開示に当たっては、必要に応じて関係先に事実確認を行う。

# V 評価実施手続

1. 基礎項目評価		
①実施日	令和7年2月13日	
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)	
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】	
①方法		
②実施日・期間		
③主な意見の内容		
3. 第三者点検【任意】		
①実施日		
②方法		
③結果		

## Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

## 1. 特定個人情報ファイル名

(1)住民基本台帳ファイル

### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置

:届出の窓口において届出内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情 |報の入手の防止に努める。

:届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。

:住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。

リスクに対する措置の内容 : 住民がサービス検索・電子申請機能から電子申請データを送信する際は、個人番号カードによる電子署 名が付与されるため、本人からの情報のみが送信される。

・必要な情報以外を入手することを防止するための措置

届出書に記載された情報以外は入力できない仕組みとなっている。

:届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。

:住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

不適切な方法で入手が行われるリスク

住民異動届出においては、本人及び代理人による届出のみ受領することとし、受領の際は、本人確認を厳格に行う。

・入手した特定個人情報が不正確であるリスク

個人番号カード、身分証明書で、本人確認を厳格に行う。

・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

住民異動届出は、入力及び照合後は、鍵付の書庫に保管する。

[

[

## 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

・他業務からアクセスされる、住民情報の基本情報を保持する住民マスタと、特定個人情報を含む リスクに対する措置の内容 データベースを切り離して管理している。

]

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
ユーザ認証の管理		[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない			
	具体的な管理方法	・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別と、パスワードによる認証を実施する。					
その他の措置の内容		・アクセス権限の発効・失効の管理 業務に対応したアクセス権限の発効、失効を厳格に行う。 ・アクセス権限の管理 ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上正しい権限に変更する。 ・特定個人情報の使用の記録 システム操作履歴を記録し、不正なアクセスが行われないよう監視する。					
リスク	<b>7への対策は十分か</b>	[ 十分である	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・従業者が事務外で使用するリスク

システム操作履歴を記録し、監視する。職員に対しては研修を行い、個人情報保護の徹底をはかる。

・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

所管課の端末からは、データの複製は制御されている。

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない						
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク							
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する 規定		[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	めていない
	規定の内容		保持、使用者への周知 等の返還、事故発生時		F理、収集の制限、使用等の禁止 報告	二、複写	'等の禁止、再委託の禁
再委託先による特定個人情報 ファイルの適切な取扱いの担 保		[	再委託していない	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない		分に行っている 委託していない
	具体的な方法						
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か		[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) +	分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

5. 特	定個人情報の提供・移転	(委託や情報提	供ネットワークシン	ステムを	通じた提供を除く。)	I.	]提供・移転しない	
リスク	リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク							
特定個人情報の提供・移転に 関するルール		[ 定&	りている	]	<選択肢> 1) 定めている	2)定	めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	合のみ行う。			行う。移転は、データ利用申請 められた場合のみのアクセス記			
その他	也の措置の内容							
リスクへの対策は十分か		[ +3	汁である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) +	分である	
・ 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する 措置								
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク アクセスできる端末の指定、アクセス記録の保存 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク アクセスできる端末、ルートの指定								

### 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証 の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報 提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番 号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログア リスクに対する措置の内容 ウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオ ンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提 供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情 報へのアクセス制御を行う機能 <選択肢> [ 十分である 2) 十分である 1) 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 3) 課題が残されている リスク2: 不正な提供が行われるリスク <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供 ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リス トに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワー ステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情 |報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定 リスクに対する措置の内容 し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個 人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライ ン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機 能 <選択肢> [ 十分である ] 1) 特に力を入れている 2) 十分である リスクへの対策は十分か

## 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

## <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の 記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

3) 課題が残されている

- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応し ている。
- <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行 政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確 保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、 中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい 等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク						
①事故発生時手順の策定·周 知		<選択肢> [ 十分に行っている ] 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> [ 発生なし ] 1)発生あり 2)発生なし				
	その内容					
	再発防止策の内容					
		◆物理的対策  〈周南市における措置> ①サーバー室への入退室管理を行う。 ②サーバー室へ無断で機器を持ち込むことを禁止する。 ③サーバー室の消火設備は、不活性ガス(窒素)消火設備とする。 ④サーバー室の機器類は、施錠による盗難防止、及び配線の整理・集約による抜け防止を実施する。 ⑤特定個人情報を扱う職員が離席する際には、パスワード付きスクリーンセーバーを利用する。  ◆技術的対策  〈周南市における措置> ①CS端末及び統合端末にウィルス対策ソフトを導入している。 ②ウィルスメール/スパムメール対策システムを導入する。 ③定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査する。 ④ファイアウォールにより、特定個人情報へのアクセスを制御する。 ⑤外部ネットワークから受信したファイルは、インターネットのゲートウェイにおいてコンピュータウイルス等の不正ブログラムのチェックを行い、不正ブログラムのシステムへの侵入を防止する。 ⑥外部からの庁内のサーバ等に対する攻撃を監視する。  〈中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 や間サーバー・プラットフォームにおける措置 や間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 神間サーバ・ブラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。				
リスクへの対策は十分か		<選択肢> [ 十分である ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
住民 ·特定 保存	異動届の処理の確認を循 固人情報が消去されずい	去するシステムである。紙媒体は、保存期間が過ぎた場合、所属の文書担当者が確認し、文書目録から消				

8. 監査						
実施の有無	[〇]自己点検	[〇]内部監査 [ ]外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
具体的な方法	・住基事務担当者に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するためのであるとともに、その記録を残している。 ・職員に対しては、特定個人情報保護の取扱に関するセキュリティ研修を実施する。 ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対自己点検を実施する。					

## 10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

(2)本人確認情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

#### リスク: 目的外の入手が行われるリスク

・対象者以外の情報の入手を防止するための措置

本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出、申請等の窓口において届出、申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。

・必要な情報以外を入手することを防止するための措置

#### リスクに対する措置の内容

平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により、市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことをシステム上担保する。

正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。

リスクへの対策は十分か

特に力を入れている

<選択肢>

1) 特に力を入れている 2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

]

- ・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置
- : 本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定する。
- ・入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置

[

- :窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。
- :出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
- :本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する 等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。
- :入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当市で定める規程に基づいて管理し、保管する。
- :本人確認情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、本人確認情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管する。
- ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置
- :機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 :操作者の認証を行う。
- ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村システムで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。

# 3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

・宛名システム等における措置

市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。

事務で使用するその他のシステムにおける措置

リスクに対する措置の内容

庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基シ ステムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必須なソフト ウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器 を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。

[

リスクへの対策は十分か

特に力を入れている

<選択肢>

1)特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理		[ 行っている ]	<選択肢> 1)行っている	2) 行っていない
	具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う	0	
その他の措置の内容		・従業者が事務外で使用するリスクシステムの操作履歴(操作ログ担当者へのヒアリングを実施しする。システム利用職員への研修会に職員以外の従業者(委託先)に・特定個人情報ファイルが不正にをシステム上、管理権限を与えら、バックアップシステム以外にファ	)を記録する。 、業務上必要のない検索又は において、事務外利用の禁止等は、当該事項についての誓約 复製されるリスクへの措置 れた者以外、情報の複製は行ってルを複製しないよう、職員、	書の提出を求める。 えない仕組みとする。
リスク	への対策は十分か	[ 特に力を入れている	<選択肢> ] 1)特に力を入れている	る 2) 十分である

]

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・業務上必要のない検索、抽出を行わない
- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない
- ・統合端末から離席する際には業務アプリケーションを終了させている
- ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置いている
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーを必要以上に取らない
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ている

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[	] 委託しない		
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク								
委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 規定		[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	官めていない		
	規定の内容	・特定個 ・特定個 ・情報が ・情報が ・保管期	間の過ぎた特定個人情 応じて、当市が委託先の	E 管理に責 要請があっ 情報及び <i>そ</i>	任を負う ったときに情報の返還又は消去 たのバックアップを完全に消去す に査を行うことができる		必須な措置を講じる		
	任先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[	再委託していない	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない		ト分に行っている 耳委託していない		
	具体的な方法								
その他	也の措置の内容								
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) +	├分である		
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託	におけるその他のリスク	ク及びその	カリスクに対する措置				
委記					等に基づき、委託業者を選定す とともに、その記録を残す。	·るとと <del>t</del>	に、その記録を残す。		

また、安託業者が選定基準を引続さ満たしていることを適時確認するとともに、その記・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧、更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧、更新権限を持つもののアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧、更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 却約書等に基づき、季託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記

契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。

5. 特定個人情報の提供・							
ノスク: 不正な提供・移転	が行われるリスク						
特定個人情報の提供・移転 関するルール	こ 定めている	1	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない			
ルールの内容及び ルール遵守の確認力法		誰に対し	養条例の規定に基づき認められ 可の目的で提供・移転できるか ・移転を行う。				
その他の措置の内容	者を厳格に管理し、情報の持	ち出しを制	定個人情報ファイルを扱うシス 川限する。 、原則として媒体へのデータ出				
Jスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である			
寺定個人情報の提供・移 <b>軌</b> 措置	(委託や情報提供ネットワークシ	ステムを通	通じた提供を除く。)におけるその	の他のリスク及びそのリス	クに対・		
ないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクの措置 相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互確認を実施するため、認証できない相手方への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。							
6. 情報提供ネットワーク	ケシステムとの接続		[〇]接続しない(入手)	[ 〇 ] 接続しない(	 是 <b>供</b> )		
			[〇]接続しない(入手)	[ 〇 ] 接続しない(	是供)		
Jスク1: 目的外の入手が	行われるリスク		[ O ] 接続しない(入手)	[ 0 ] 接続しない(	是供)		
Jスク1: 目的外の入手が Jスクに対する措置の内容	行われるリスク	]	[O]接続しない(入手) <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	[O]接続しない(i	是供)		
Jスク1: 目的外の入手が Jスクに対する措置の内容 Jスクへの対策は十分か	行われるリスク	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている		是供)		
Jスク1: 目的外の入手が Jスクに対する措置の内容 Jスクへの対策は十分か Jスク2: 不正な提供が行わ	行われるリスク [ つれるリスク	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている		是供)		
Jスク1: 目的外の入手が Jスクに対する措置の内容 Jスクへの対策は十分か Jスク2: 不正な提供が行な Jスクに対する措置の内容	行われるリスク [ つれるリスク	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている		是供)		
6. 情報提供ネットワークリスク1: 目的外の入手がリスクに対する措置の内容リスクへの対策は十分かリスク2: 不正な提供が行なリスクに対する措置の内容リスクへの対策は十分か情報提供ネットワークシスを	行われるリスク	] ] ク及びその	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている  <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である	是供)		

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去							
リスク	リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク							
①事故発生時手順の策定・ 周知		[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない			
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし		<選択肢> 1)発生あり 2)発生なし			
	その内容							
	再発防止策の内容							
その他の措置の内容								
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
特定個	固人情報の保管・消去に	おける	その他のリスク及びその	)リスクに対	する措置			

- ・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置
- :既存住基システムとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。 ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置
- :システム上、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情 報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。
- :磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。ま
- た、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確 認するとともに、その記録を残す。

8. 監査							
実施の有無		[ 〇 ] 自己点検	[ 0 ]	内部監査	[	] 外部監査	
9. 従業者に	9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発		[ 特に力を入れて行っている	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 3) 十分に行ってい		いる 2) 十分に行っている	
具体的	な方法	施するとともに、その記録を残し	ている。			l識の習得に資するための研修を実 技術を習得させる研修を実施するとと	
10. その他	のリスク対策						

## Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

(3)送付先情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

#### リスク: 目的外の入手が行われるリスク

·対象者以外の情報の入手を防止するための措置

本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の 際に、届出、申請等の窓口において届出、申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行 い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。

・必要な情報以外を入手することを防止するための措置

リスクに対する措置の内容

平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により、市町村CSに おいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことをシステム上担 保する。

正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を 行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の 組み合わせ)の指定を必須とする。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 〇不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置
- :送付先情報の入手元を既存住基システムに限定する。
- ○入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置

[

- :特定個人情報の入手元である既存住基システムへの情報の登録の際、窓口において、対面で身分証明書の提示を受け、本人確認を 行う。
- :個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応する個人番号を適切に取得できることを、システム により担保する。
- : 既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。なお、送付先情報ファ イルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる。)ため、 送付後速やかに市町村CSから削除する。そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確 性を維持するための特段の対策は講じない。
- :システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて本人確認情報の 入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。
- ○入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置
- :機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 〇操作者の認証を行う。
- ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村システムで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、 最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市 町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必 要な情報を保管管理する。)を内蔵している。

3. 特定個人情報の使用								
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク								
・宛名システム等における措置 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基シテムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必須なソフトア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続きないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等)を講じる。								
リスクへの対策は十分か	<選択肢> [ 十分である ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク2: 権限のない者(元]	職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
ユーザ認証の管理	(選択肢)       (当力でいる)       (当力でいる)       (2) 行っていない							
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。							
その他の措置の内容	<ul> <li>・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業者(委託先)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。</li> <li>・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 バックアップシステム以外にファイルを複製しないよう、職員、委託先に対し指導する。</li> </ul>							
リスクへの対策は十分か	(選択肢>							

#### 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・業務上必要のない検索、抽出を行わない ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末から離席する際には業務アプリケーションを終了させている ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置いている ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーを必要以上に取らない ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ている

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[ ]委託しない			
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク								
委託契約書中の特定個人情 報ファイルの取扱いに関する 規定		[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない			
	規定の内容	<ul><li>・特定個/シー・特定個/シー・情報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報</li></ul>	間の過ぎた特定個人情 服の取扱いについて、 なじて、当市が委託先	定 管理に責何 要請があっ 青報及びそ 四半期に-	たときに情報の返還又は消去な のバックアップを完全に消去する - 度チェックを行った上でその報	る			
	£先による特定個人情報 レの適切な取扱いの担	[	再委託していない	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	o 2) 十分に行っている 4) 再委託していない			
	具体的な方法								
その他	也の措置の内容								
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である			
特定個	国人情報ファイルの取扱し	の委託に	おけるその他のリスク	ク及びその	リスクに対する措置				
	呆護管理体制の確認 ft先の社会的信用と能力	を確認する	る。具体的には、要領 <sup>。</sup>	·手順書等	に基づき、委託業者を選定する	とともに、その記録を残す。			

また、委託業者が選定基準を引続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。

・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限

作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧、更新権限を持つものを必要最小限にする。 閲覧、更新権限を持つもののアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。

閲覧、更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録

契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。

5. 特	定個人情報の提供・移転	(委託や作	青報提供ネットワ-	ークシステム	を通じた提供を除く。)	Γ	]提供•移転	記しない	
リスク	リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク								
特定個人情報の提供・移転に 関するルール		[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	めていない		
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	いて、本業		誰に対し何σ	条例の規定に基づき認めら 日的で提供・移転できるか 転を行う。				
その他	也の措置の内容	を厳格に管	管理し、情報の持ち いて情報を連携す	5出しを制限	定個人情報ファイルを扱うシ する。 原則として媒体へのデータ				
リスク	への対策は十分か	[ 特	作力を入れている	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) +	分である		

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### ・不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

相手側(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置

システム上、既存住民基本台帳システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。

・誤った相手に提供・移転してしまうリスクの措置

相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互確認を実施するため、認証できない相手方への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。

	ノステムとの接続		[〇]接続しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行っ	われるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[		<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われ	しるリスク			
リスクに対する措置の内容				
リスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスクス	及びそのリス	スクに対する措置	
7. 特定個人情報の保管・				
①事故発生時手順の策定・周		]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている	つ) 上公に行っている
	_			2) 十万に打つている
			3)十分に行っていない	
知 ②過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関	[ 発生なし ]		<ul><li>3) 十分に行っていない</li><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>1) 発生あり</li></ul>	2) 発生なし
知 ②過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関	[ 発生なし ]		<選択肢>	2) 発生なし
知 ②過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]		<選択肢>	2) 発生なし
知 ②過去3年以内に、評価実施 機関において、個人情報に関 する重大事故が発生したか その内容	[ 発生なし ]		<選択肢>	2) 発生なし
知 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容 再発防止策の内容	<ul><li>【 発生なし ]</li><li>「 十分である</li></ul>	]	<選択肢>	<ul><li>2) 発生なし</li><li>2) 十分である</li></ul>
知 ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容 再発防止策の内容 リスクへの対策は十分か		]	<選択肢> 1) 発生あり  <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	

8. 監	<b>查</b>			
実施の有無		[〇]自己点検	[〇]内部監査	[ ]外部監査
9. 彼	業者に対する教育・점	<b>各発</b>		
従業者に対する教育・啓発		[ 十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)十分に行って「	て行っている 2)十分に行っている いない
	具体的な方法	するとともに、その記録を残して	いる。	必要な知識の習得に資するための研修を実施 知識や技術を習得させる研修を実施するとと
10.	その他のリスク対策			

# (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	VI.				